

令和 8 年 7 月 24 日付け公告の内容

このたび、世羅町の一部を地域とする県営土地改良事業（区画整理事業 西大田地区）の事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 88 条第 1 項の規定により、次の事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

ついては、この事業計画によって新たに受益地となる地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を、所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について、当該土地改良事業に参加しようとする者は、法第 3 条の規定によって令和 8 年 8 月 5 日までに世羅町農業委員会へ申し出られたい。

なお、この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して 8 年を経過しない間に、当該土地の全部若しくは一部が農地以外に転用される場合、又は当該土地改良事業によって畑として区画形質が変更され若しくは造成された土地の全部若しくは一部が開田される場合には、当該転用農地又は開田について、法第 3 条に規定する資格を有する者から、県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和 45 年広島県条例第 19 号）第 6 条に規定する分担金を徴収するものとする。

1 土地改良事業計画変更の概要

2 事業費の負担の予定基準等